提言—大阪府下全域を銃猟禁止区域に！

酒　井　　健（財団法人大阪自然環境保全協会）

1．はじめに

大阪府下全域の銃禁区域指定はかねてからの私たちの願いであり　また課題であった。大阪自然環境保全協会はしの課題に応えるべく54年度の事業の一つに組み入れた。

私たちのとった方法は，銃猟に伴う危険性という観点に立って　実際上銃猟の不可能な地域と銃猟禁止が望ましいと判断される地域とを，すでに法令上銃猟の禁止されている地域と合わせて色塗り地図を作成してみようということであった。

このほど完成し，すでに去る5月阪急三番街にて催されたバードウィーク'80展に簡単なコメントとともに展示したので　ご覧いただいた方もおられよう。

ここではこの地図から明らかになった事柄と昭和53年度に実施された動物分布調査のうち哺乳類の調査結果とを中心に府下の野生獣のおかれた状況を位置づけ，府下全域銃禁化への提言としてまとめてみた。

2．府下銃猟禁止区域見直し地図

作成方法は以下のとおりである。

まず国土地理院発行の2.5万分の1の地形図を用意し，表1の手順に従って色塗りを行った。

色塗り作業上特に留意した点は下記のとおりである。

1）鳥獣保護および狩猟に関する法律（以下法という）第16条にいう「銃丸，達スヘキ虞アル」距離を散弾で考え　その着弾距離を300mと想定した。

手順	色	色分地域	法令上の規制
1	黄緑	鳥獣保護区，銃猟禁止区，休猟区	有
2	橙	市街地，住居集落，公道，墓地，霊園，社寺境内	有
3	黄	国定公園，社寺林，ゴルフ場等野外スポーツ施設にて囲いなきもの，ハイキングコース，オリエンテーリングエリア等	無
4	緑	田畑，果樹園等農耕地	無
5	白（空白）	手順No.1～4の色塗完了後残された地域すなわち，銃猟可能と考えられる地域	

表1　銃禁地図色塗手順．

2）(1)にもとづき住居の縁より300mの範囲を銃禁にすべき区域と考えた。

3）地図上幅員2.5m～5.5mの道路については人車共に利用度の高い道路と考え，無条件に銃禁にすべき区域とした。この場合，誤って弾丸が道路を通過する危険を考慮し，道路の中心より左右それぞれ150m以内をその範囲とした。ハイキグコースもこれに準ずる。

4）国定公園が鳥獣保護区等と重なる場合，手順No.に従い　No.の若いものを優先して表示した。他もこれに準ずる。

5）海岸線より仲合い3kmの範囲を，という案もあったが　検討の結果，今回は除いた。

(参)兵庫県では西宮—尼崎両市の臨海部沖合3kmを銃禁地域に指定しているが，これはかって多数カモの飛来していた時期に設定したもので理在は実質上その意味は失われている。しかし〝浜甲子園〟が国設の鳥獣保護区に指定されたこともあり，特に解除の必要も認められない，というのが当局の判断のようである。

6）府下のハイキングコースについては市販のハイキングガイドブックのほか，阪急，南海等電鉄会社の発行しているハイキングガイドブック等を利用した。

このようにして作成された地図はその取扱い易さを考慮し，改めて5万分の1にて作り直した。バードウィー'80展に展示したものはこれである。ここでは印刷の都合上，概略図を図1として示した。

色塗りの結果浮びあがった白地域が銃猟可能地域と考えられるわけであるが　これは見方を変えると，追いつめられた野生動物　特に大型哺乳類に残された最後の砦のようなものといえよう。ちなみに府下における野生ジカの生息地は円で囲んだ3ヶ所であるが，いずれも比較的大きな白地域に限られている。

府下を大きく4つに分け各区域の面積を積算し，表2として示した。ただし，行政区域及び鳥獣保護区等の区域は府の資料にもとづくが，他の区域については原図（5万分の1）に5ミリ角のメッシュを重ね，その数を

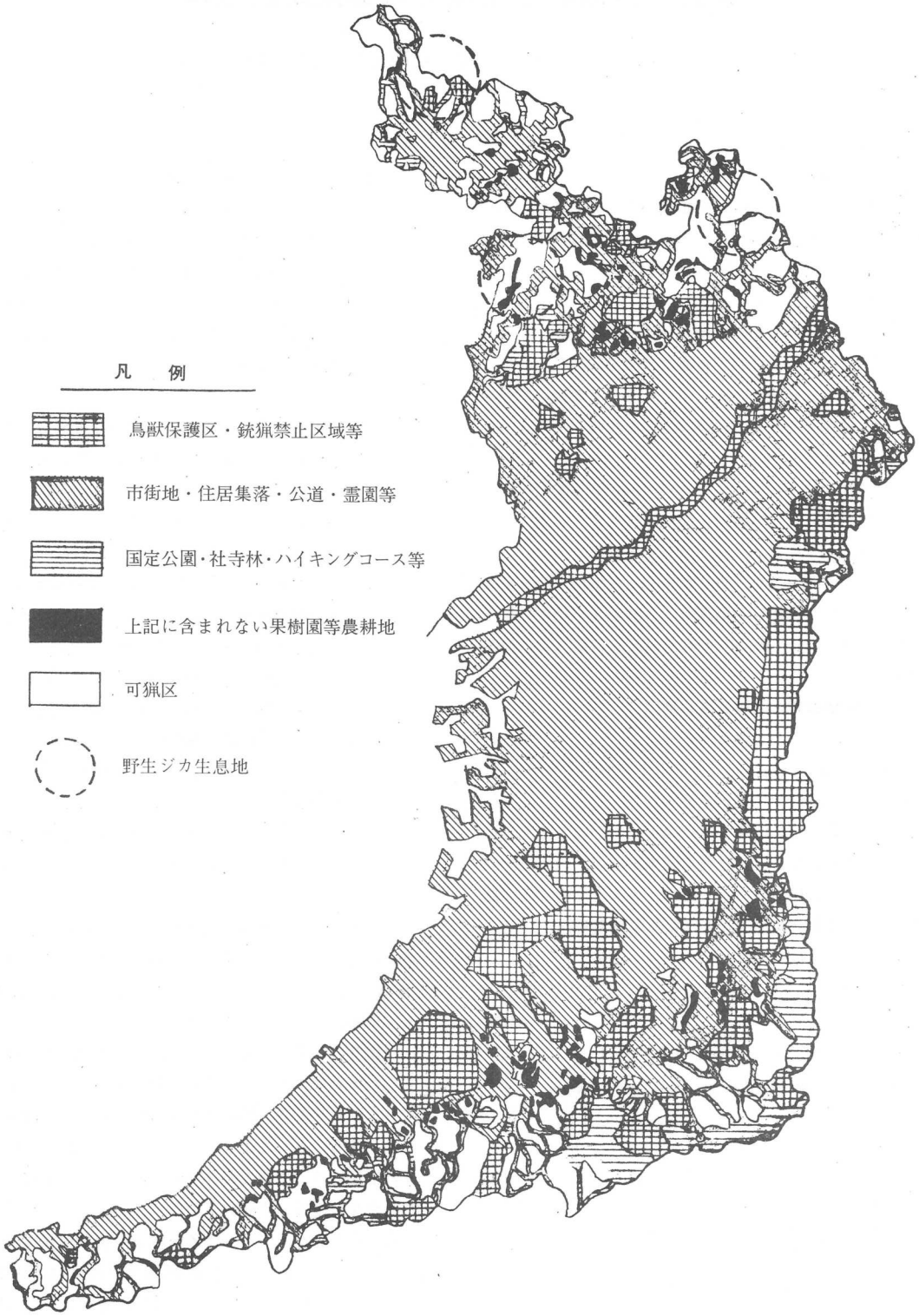


図1　　大阪府下銃猟禁止区域見直し地図.

	行政区域	法令上規制のある区域		法令上の規制が期待される区域		銃猟可能区域
		鳥獣保護区等	市街地等	国定公園等	農耕地等	
大阪市域	20,811	353	20,458	—	—	—
北大阪地域	48,894	4,628	29,850	1,626	896	11,894
東大阪地域	30,423	7,145	21,758	942	28	550
南大阪地域	85,712	16,793	43,588	8,557	1,523	15,251
府下計	185,840	28,919	115,654	11,125	2,447	27,695

単位＝ヘクタール

表2　区域別面積一覧表．

読むことによって概算した。

これによるといわゆる白地域の面積はおよそ27.659ヘクタールである。ところで銃砲による狩猟免許（乙種）交付者の数は府の資料によれば，53年度で3948名である。かりに1人当りの面積を算出すると，7ヘクタール，およそ265メートル四方であり，対角線上にやっと散弾を発砲できるという状態である。府下での銃猟がいかに過密な状況のもとにおかれているか，想像できよう。

3．府下の野生獣―第2回自然環境保全基礎調査より

環境庁は自然環境保全法にもとづき，5年ごとに基礎調査を行っている。第2回目の調査は1978より80年にかけて実施されているが，環境庁の委託を受け，'78年に府が行った調査のうち哺乳動物に関する報告について簡単にみてみたい。

これは府下に生息する中，大型哺乳類6種について，その分布及び繁殖状況をは握することを目的としたもので，6種とはニホンザル，シカ（ホンシュウジカ），イノシシ，キツネ，タヌキ，アナグマである。調査方法は5万分の1の地型図により府下全域を106区画（1区画ほぼ5km四方）に分け，市街地並びに集落の存在しない区画を除く80区画について，一区画あたり2ヶ所の割合で聞きとりを行うというものである。

その結果，分布の傾向として，「北摂，生駒，金剛・和泉の山地のうち，森林棲大型哺乳類であるシカが見られるのが北摂山地に限られ，他の5種については金剛・和泉，北摂の2山地ともに分布している」。また「生駒山地はごく一部にキツネが生息し，全体にタヌキが分散して生息している他は，サル，シカ，イノシシ，アナグマとも見うけられない」。と概括している。

各哺乳類の分布図は図2のとおりである。

サルについては箕面谷周辺及び島本町尺代周辺にそれぞれ一群が生息しているが，これ以外では河内長野市の金剛トンネル近くの小深近辺で子供を含む3頭の群が2度見られたとの報告があるだけで，他はすべて単独個体（ソリタリー）である。

シカについてはすでに52年度，府猟友会が主体となり二回調査（第1回，S52．10．28，第2回S53．1．30）が行われている。これは49年12月1日よりオスジカの捕獲が禁止され，4年後53年11月30日の禁止期間終了に先立ち，その後の繁殖・回復状況をは握する目的で実施されたものである。調査方法はフンや食痕，ヌタ場といったいわゆるフィールドサインにより生息地の確認と頭数の推定が行われた。

それによると，府下の野生ジカはすでに北摂山地にしか生息しておらない。生息地は能勢町天王から剣尾山にかけて，豊能町青見山から箕面市鉢伏山にかけて，高槻市本山寺よりポンポン山にかけての3地区であり　その総数は90～100頭と推定している。また足跡の大小から幼獣，亜成獣の比率が3地区平均で63.5%，特に鉢伏―青見山地区では73.5%であるとしている。

これに対し今回の聞き込み調査では天王～剣尾山では昭和30年以降見られなくなった，また青見山～鉢伏山では40年以降見られなくなったとする回答がそれぞれ3件2件であり，本山寺～ポンポン山については40年以降見られなくなったとする回答と山間部での目撃例とがそれぞれ5件ずつあったということである。

これらの調査結果からいえることは，52年度の調査時推定された頭数に比較して，翌年の聞き込み調査結果から推定される生息状況が著しく否定的であるということ。また生息していることは確かであるが，ここ10数年間その姿を見る機会はほとんど失われているということであろう。

イノシシについては分布図にみるとおり，枚方市～四条畷市を除けば，府下周辺の山地ほぼ全域にわたってその生息が確認されている。昭和45年度以降の捕獲頭数をみても極端な減少傾向は見られない。表3参照。

キツネについては市街地，住宅地を除く，ほぼ全域で生息は確認されている。しかし，鳥獣関係統計にもとづき捕獲数の経年変化をみれば，昭和29～31年が年平均31.3頭であるのに対し，昭和32～52年（除36～38年）までの20年間の年平均は2.3頭，実に10分の1以下という激減ぶりであり，これと同様の現象がテンについて見られる。すなわち，22.7頭/年から5.5頭/年へと減少している。これについて，「狩猟圧の軽減がこれらの動物の生息域の拡大や個体数の増加に結びついていないことから推察すれば，昭和31年当時に比べ生息環境がかなり悪化しているものと思われる」と報告している。

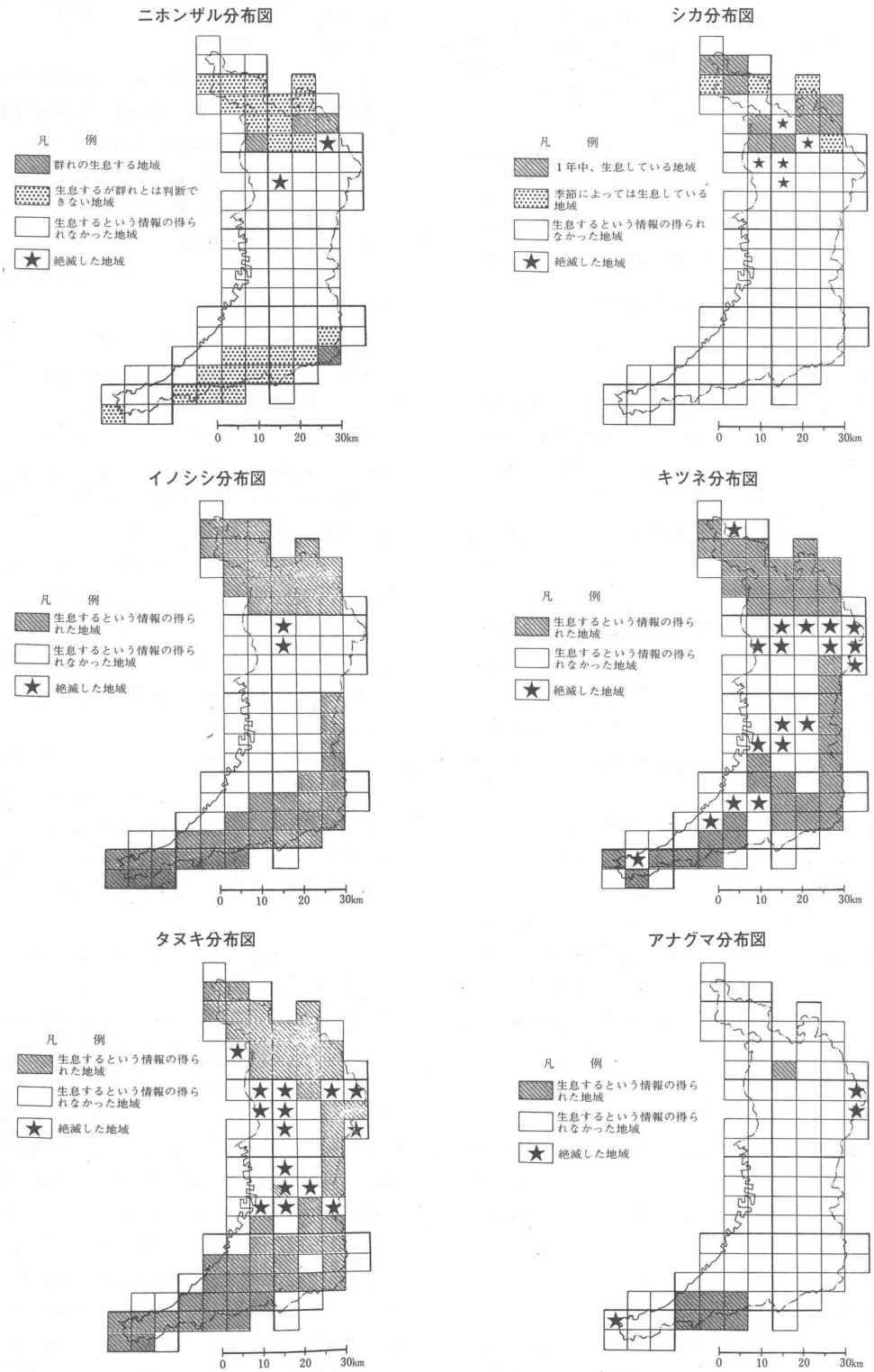


図2　　大阪府中大型哺乳類分布メッシュ図.

種名＼年度	45	46	47	48	49	50	51	52	53
イノシシ	444	477	319	349	216	465	442	402	292
オスジカ	65	64	70	48	S49.12.1 捕獲禁止 ←	—	—	—	S55.11.30 — →
キツネ	2	—	2	8	5	4	7	6	4
タヌキ	25	9	29	67	20	81	65	38	57
アナグマ	3	1	2	—	—	—	—	—	—
テン	4	3	6	4	7	11	5	10	4
ムササビ	4	2	5	1	—	3	1	—	—
リス類	87	61	104	120	123	111	80	83	77
オスイタチ	24	16	23	64	7	34	52	28	98
ノウサギ	3,965	4,104	4,367	3,881	3,751	3,615	2,943	3,013	3,216

表3　狩猟免許による獣類捕獲数　　1980.4　府自然保護課作成.

聞き込み調査でもこれを裏付けている。すなわち，北摂山地では昭和30年代に，生駒山地では30年代から40年代にかけて，また和泉山地でも同様30～40年代に見られなくなったとしており，むしろ山間盆地の集落周辺や市街地周辺での目撃例がみられ，和泉市信太山自衛隊演習地及びその周辺では生息域が確認されている。

タヌキは府下の山地，山ろく，丘陵部に広く分布しており，その生息域が人間のそれに近接しているためか，目撃例，生息域とも報告例が多い。一方捕獲状況は昭和29年から53年（36年～38年を除く）までの25年間で年平均30.6頭であるが，年間捕獲数が最多81頭から最少9頭とバラツキが多い。しかも最近5年間の平均捕獲数は52.2頭とやや増加している。表3参照。

アナグマ。キツネ，タヌキ，テンに比べてアナグマの生息に関する情報は少い。報告書によると図2でも明らかなように分布域はきわめて限られており，北摂山地中部と和泉山地西部に見られるだけである。鳥獣関係統計でも昭和36～38年を除く過去25年間での捕獲総数はわずか21頭と少なく，ここ数年間捕獲例はない。

以上が第2回自然環境保全基礎調査のうち昭和53年(1978）度に大阪府が実施した中大型哺乳類に関する分布調査報告の概要である。

4．府下全域を銃猟禁止区域に！

1）〝狩猟者必携〟について

図3は昭和54年度の大阪府下における鳥獣保護区，銃猟禁止区域および休猟区位置図，いわゆる狩猟者必携である。これと図1とを比較していただきたい。私たちの良識から考えると図3はどこかおかしいということにお気付きであろう。

まず第一に一見したところ鳥獣保護区等3区域を除けば全域で銃猟が出来るような印象を人に与えるということである。しかし，実際は市街地，住居集落等広い地域にわたって銃砲の使用は不可能である。これに府民が四季を通じ，安心して野外観察やスポーツに興じ，たずさわることができるように国定公園及びハイキングコース，ゴルフ場等野外活動施設，さらに農林業者の生活の場としての果樹園，養木育樹区域等農耕林地を付け加えれば，実質的に銃猟不可地域はさらに増加することは図1が示すとおりである。

この点，奈良県の〝狩猟者必携〟(昭和54年度）は参考に値するものである。これによるとまず奈良市等市街地を含む大和平野一円が銃猟禁止区域に指定されており，これだけで46,494ヘクタールである。これに大和平野に続く生駒，金剛両山地を含む鳥獣保護区7154ヘクタールを加えると53,648ヘクタールとなり，これだけで淀川より上，北大阪区域に東大阪市を加えたものにほぼ等しい面積になる。しかも県下を通過する東海自然歩道に関してはすべて道路の左右それぞれ100mを銃猟禁止区域に指定している。奈良が世界的な観光地であることを考慮しても，まことに県民の良識に適った措置といわねばならない。

さらに注目すべきことは，銃猟禁止区域の存続期間をすべて永年と定めていることである。大阪府のそれは10年であり，期間終了時に改めて継続の可否を審議会ではかることになっている。

第二に，狩猟者必携が狩猟者のために用意されたもの

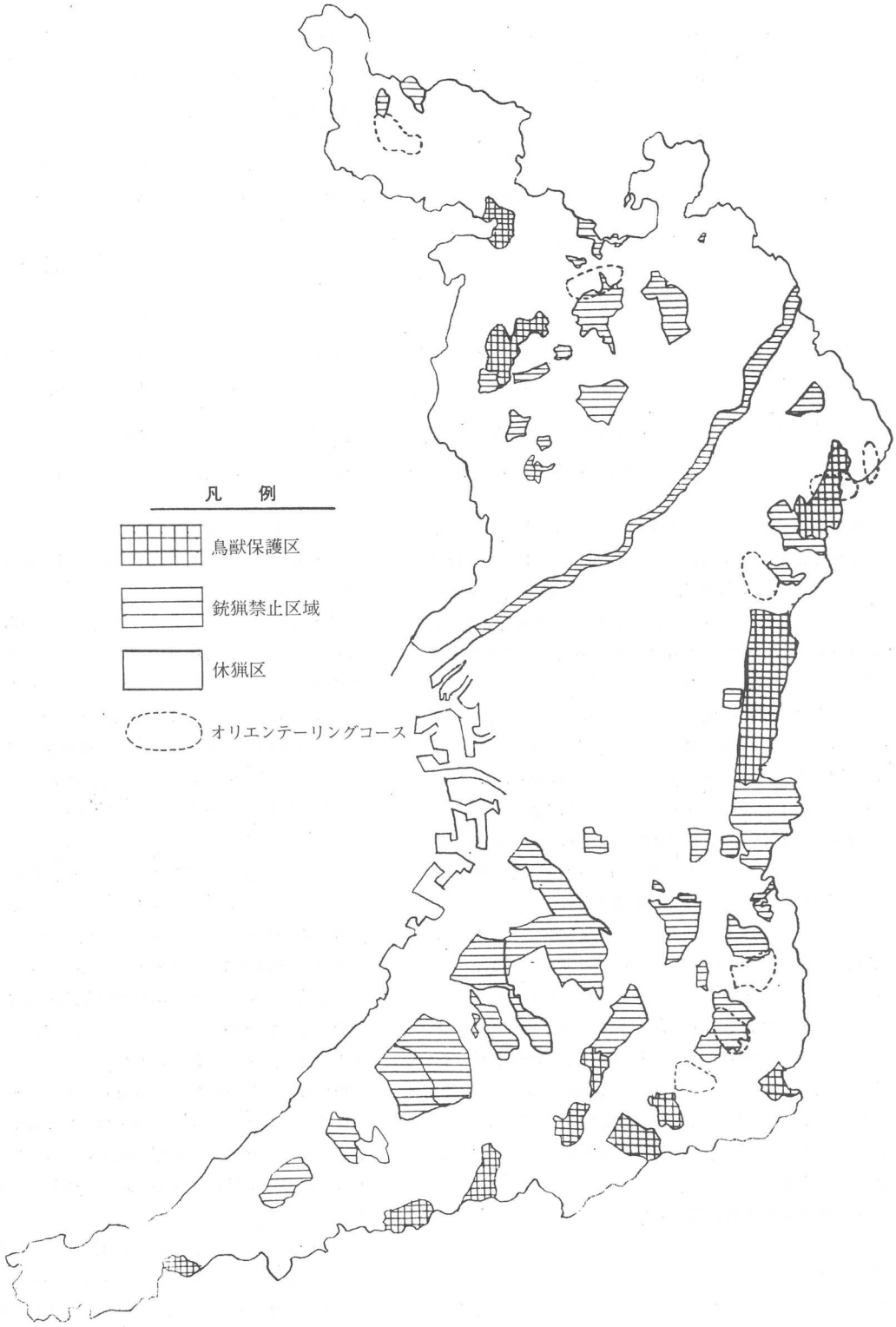


図3　大阪府下における鳥獣保護区，銃猟禁止区域および休猟区位置図（昭和54年度）.

とすれば，府下の現状（図１）にかんがみ，むしろ銃砲による可猟地域を明示する方が現実的ではないか，ということである。

いずれにしても，府民の安全という観点からは少なくとも作成されたものではないといえよう。

猟銃による誤射暴発事故が毎年新聞のニュースになり，農作業時，突如散弾の雨をくらい，取り入れたミカンや柿に散弾がくい込んでいたなどという表面下しない事故を考えれば，府民の安全のために現行の狩猟者必携は作り直すべきである。まして，公道や中小河川の横断発砲がだめなら，平行に発砲するのはかまわないではないか，などというマナーの悪い狩猟者がいるとの話をきけば，なおさらのことである。

２）追いつめられる野生獣

先の第２回自然環境保全基礎調査報告にみるとおり，府下の中大型哺乳動物の生息状況は危殆に瀕しているといっても決して過言ではない。最近の捕獲状況（表３）も合わせ府下の野生獣の危機的状況を判断すると以下のように推定できよう。

①ここ10数年の間に絶滅地域が拡大しているもの……ニホンザル，イノシシ，タヌキ

②このまま放置すれば絶滅するおそれがあるもの……シカ，キツネ，テン

③すでに絶滅に瀕していると考えられるもの……アナグマ，ムササビ

③についてはただちに狩猟対象からはずすべきである。

シカについては私どももＷＷＦＪＫ（世界野生生物基金日本委員会近畿支部）の協力を得て昭和52～53年に調査を行った（都市と自然No.46，'80.1）が，この聞きとり調査の結果を合わせて考えれば，先述の府猟友会の推定生息数90～100頭は疑問であり，せいぜい20頭未満とみるのが妥当であると私たちは考える。まして足跡の大きさから判断された幼・亜成獣の構成比率63.5%が正しいとすれば，これらが成獣となり繁殖するというサイクルを最低５～６回，すなわちおよそ20年前後の時をおかないと安定した生息状態に達したかどうか，判断は難しいであろう。オスジカの捕獲禁止措置の継続が望まれる。

環境庁が発表した53年度調査の結果では全国的にみてもシカは絶滅の危機にあり，サルもシカについで絶滅が心配されると指摘している（朝日新聞'80.5.20）。

キツネ，テンについていえば，ここ20年間でその捕獲頭数が激減していることは先の報告でみたが，ノウサギは逆に545.3頭/年から3238.4頭/年に激増しており、昭和51年には河内長野市の山地にノウサギによる農林業への食害対策として岡山県より20頭のキツネを放獣している。

これは明らかに府下における野生獣の生態系に看過すべからざる攪乱が生じている証左といえよう。③と合わせ，狩猟対象からはずすことが望ましい。

一見捕獲頭数は安定しているかにみえるイノシシについても，その内容をみると，近年幼獣の捕獲数が増えつつあるとの話もきかれ，これが事実とすれば，全体的に頭数が減ってきたため，雌雄の出合う機会が少なくなり，その分だけ繁殖時期が遅れてきたことによるのではないか，との指摘もある。捕獲内容についての実態調査が必要であろう。

このように府下のケモノたちの生息状況は著しく悪化してきており，今や何らかの保護が緊急に必要な事態に至っていると考えられる。ここまで彼らを追いつめた背後には昭和33年以降，急速にすすんだ宅地開発の影響を看過することはできない。府の統計によると，昭和47～53年までの７年間でおよそ6,000ヘクタールに近い農地が宅地転用されている。年平均860ヘタタールの転用率であるが，これはおよそ藤井寺市一市分の面積に相当する。宅地化の野生獣に与える影響は単にその面積に比例すると考えるべきではなく，採餌域の喪失，安全活動域の縮少，繁殖テリトリーの形成の困難等より，増殖にブレーキがかかるのみならず，人目につきやすくなり，捕殺される危険も加わり減少をさらに速める結果となる。すなわち，宅地化された面積がもたらす影響の何倍もの圧力が彼ら野生獣の生態に加えられるものと判断すべきであろう。

５．むすび―提　言

「都道府県知事ハ危険予防ノ為其ノ他必要ト認ムルトキハ期間ヲ定メ銃猟禁止区域又ハ銃猟制限区域ヲ設クルコトヲ得」(法第10条)

銃猟の危険から府民を守り，その生活上の安全を確保するとともに，絶滅への危機におびえる野生獣を保護するために，府下全域を銃猟禁止区域に指定することは，むしろ当然というべきではなかろうか。

＊　　＊　　＊

（追補１）この提言では野生獣による農林業への害についてはふれなかったが，食害の現状については単に農林業従事者の報告をまつだけではなく，予算を伴う本格調査を行う必要があろう。そして府民の安全と野生動物保護の観点からまず府下全域を銃禁地域にし，その後で食害の調査結果を検討し，実態に即した補償策を立てるのが穏当ではなかろうか，合わせて提言しておきたい。

（追補２）堺市が市民の安全を優先するという立場か

ら鳥害の増加を心配する農業団体と猟場がなくなると難色をしめしていた猟友会との同意をとりつけ，従来の銃禁地域に加え，市全域を銃猟禁止区域として府に申請するという（朝日、'80. 5. 24）。

私どもの提言を地でいったものとして今後他市町村への波及を期待したい。

参考資料

- 第２回自然環境保全基礎調査，動物分布調査報告書（哺乳類）1978　大阪府。
- 第11回及び第12回大阪府自然環境保全審議会資料（1978. 9：1980. 3）。
- 鳥獣保護区，銃猟禁止区および休猟区位置図（大阪，京都，兵庫，奈良，和歌山の各府県）。
- 大阪府における農地動態調査（昭和47～53年），大阪府住宅・宅地開発状況一覧表（昭和53年３月）等その他府の作成にかかる各種資料。
- 都市と自然No.44（1979. 11）、No.46（1980. 1）大阪自然環境保全協会。